

※下線部が前年度計画からの変更点

平成 26 年度における全国職業訓練実施計画平成 26 年 5 月 〇〇 日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 平成 25 年度における職業訓練をめぐる状況

現下の雇用失業情勢は、一部に厳しさがみられるものの改善が進んでいる状況であった。

平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月末現在で、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は 3,082,088 人。

平成 25 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 140,284 人（平成 26 年 3 月末現在）
- ・ 求職者支援訓練 74,972 人（平成 26 年 3 月末現在）

平成 25 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 施設内訓練 81.7%
委託訓練 69.6%
- ・ 求職者支援訓練 基礎コース 82.2%
実践コース 82.5%

注 施設内訓練は平成 25 年 12 月末までに、委託訓練は平成 25 年 11 月末までに、求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは平成 25 年 4 月以降に開始し、同年 11 月末までに、終了した訓練の訓練終了後 3 か月までの就職率。

3 平成 26 年度における職業訓練の実施方針

雇用失業情勢は改善が進んでいるものの、一部に厳しさがみられる状況が続くことが想定されることから、離職者を対象とする職業訓練については、平成 26 年度においても、成長が見込まれる分野における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の関連インフラの更なる整備及び普及も進めていくこととする。

さらに、引き続き、東日本大震災に伴い離職した者等の再就職を支援するため、震災対策特別訓練コースの設定など、被災地や被災した者の受入先等における公的な職業訓練を機動的に実施することとする。

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成 26 年度においては、訓練定員数（約 163,000 人程度）を確保している。
- ・ これまでの訓練実施分野及び規模を基準としつつ、介護・福祉、情報通信などの成長が見込まれる分野に重点をおいて実施する。また、公共職業訓練（離職者訓練）の実施主体である独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び都道府県は、都道府県労働局、公共職業安定所等と連携し、求人ニーズに沿った職業訓練コースを設定する。
- ・ 公共職業能力開発施設の施設内訓練においては、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練も引き続き実施する。
- ・ 委託訓練については、都道府県において、介護・福祉、医療、子育て、情報通信等の全国的に成長が見込まれる分野の職業訓練に加え、環境・エネルギー等の新たに雇用の創出が期待される分野の職業訓練コースを充実させ、また、長期の職業訓練コースの実施に努める。
- ・ これらにより、就職率は、施設内訓練で 80%、委託訓練で 70%を目指す。

② 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設けるとともに、訓練期間中から訓練修了後までにおいても、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共

職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

（２）求職者支援訓練

① 実施規模と分野、就職率に係る目標

- ・ 平成 26 年度においては、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 77,000 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 118,500 人を上限とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 70%）。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。東日本大震災の被災者、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模の割合は、以下のとおりとする。
 - イ 基礎コース 訓練認定規模の 30%
 - ロ 実践コース 訓練認定規模の 70%
 - うち介護系
 - 実践コース全体の訓練認定規模の 25%程度
 - 医療事務系
 - 実践コース全体の訓練認定規模の 10%程度
 - 情報系
 - 実践コース全体の訓練認定規模の 10%程度
 - その他の成長分野（農業、環境、観光等）等
 - 実践コース全体の訓練認定規模の 55%程度
- ・ 実践コースの「その他の成長分野（農業、環境、観光等）等」について、成長分野や基幹産業でより横断的に活用できる技能の習得や安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野や特定の対象者を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を地域において設定することを推進する。平成 26 年度は可能な範囲で取り組むものとし、平成 27 年度から全ての都道府県の地域職業訓練実施計画で地域ニーズ枠を設定することとする。地域ニーズ枠の設定に当たっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で設定を行うこととする。
- ・ 求職者支援訓練のうち、次の上限値以下で地域職業訓練実施計画が定めた割合までは、当該都道府県で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練

を認定する。

- イ 基礎コース 上限値 10%
(岩手県、宮城県、福島県は 上限値 30%)
- ロ 実践コース 上限値 20%
(岩手県、宮城県、福島県は 上限値 30%)

注1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、1か月ごと又は四半期ごとに認定する
(地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。)ものである。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

- イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
- ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

注2 本計画において示した内容は、全国での目標であるが、地域職業訓練実施計画においては、次のイからハまでに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

- イ 都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと
- ロ 基礎コースの割合を30%超としてはならないこと
- ハ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないものとしてはならないこと。ただし、実践コースにおいて、地域ニーズ枠については、全て新規参入枠とすることも可能とすること

- ・ これらにより、平成26年4月1日以降に開講する求職者支援訓練から、雇用保険適用就職率は、基礎コースで55%、実践コースで60%を目指す。

② 訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。
- ・ このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の就職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード(評価シートを含む。)等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
- ・ なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練(離職者訓練)の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

(3) 推進体制

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。
- ・ このため、平成 26 年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- ・ 地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 平成 25 年 12 月末に取りまとめられた労働政策審議会（職業安定分科会雇用保険部会及び職業能力開発分科会）の報告書を踏まえ、平成 26 年度から求職者支援制度の見直しが施行されたところであり、必要な訓練の質及び量の適切な確保やより安定した就職の実現に向けた取組をさらに推進する。
- ・ 求職者支援訓練の訓練規模を踏まえ、安定した就職の実現に資する分野での訓練がより設定されるよう努めるものとする。
- ・ 今後とも、中央訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

求職者支援訓練の平成25年度実績及び平成26年度計画案

1 平成25年度全国職業訓練実施計画 認定上限199,000人

IT 13,930 (10%)	介護 34,825 (25%)	医療事務 13,930 (10%)	その他 76,615 (55%)	基礎コース 59,700
実践コース 70%				30%

2 平成25年度地域職業訓練実施計画の合計 認定上限194,400人

IT 15,849 (11%)	介護 36,827 (26%)	医療事務 15,057 (11%)	その他 73,952 (52%)	基礎コース 52,715
実践コース 73%				27%

3 平成25年度実績(受講者数) 受講者数合計74,972人

IT 4,456 (9%)	介護 13,172 (25%)	医療事務 5,961 (11%)	その他 28,379 (55%)	基礎コース 23,004
実践コース 69%				31%

4 平成26年度全国職業訓練実施計画(案) 認定上限118,500人

IT 8,295 (10%)	介護 20,738 (25%)	医療事務 8,295 (10%)	その他 45,623 (55%)	基礎コース 35,550
実践コース 70%				30%

※()内は実践コースでの割合

平成25年度地域職業訓練実施計画一覧表

都道府県	年間 上限値	認定単位 期間	基礎：実践 割合		新規枠		基礎 コース	実践コース										合計	
			基礎	実践	基礎	実践		介護	医療事務	情報	その他						共有		計
											その他								
01 北海道	13,300	1月	30%	70%	10%	20%	3,990	2,360	930	930	600 (営業・販売・事務)	600 (デザイン)	-	-	3,890	5,090	-	9,310	13,300
02 青森県	3,200	四半期	30%	70%	10%	20%	960	560	224	224	-	-	-	-	1,232	1,232	-	2,240	3,200
03 岩手県	4,500	1月	30%	70%	30%	30%	1,350	788	378	630	535 (営業・販売・事務)	-	-	-	819	1,354	-	3,150	4,500
04 宮城県	7,000	1月	30%	70%	10%	30%	2,100	1,057	378	392	1050 (営業・販売・事務)	-	-	-	2,023	3,073	-	4,900	7,000
05 秋田県	1,700	四半期	30%	70%	5%	10%	510	480	-	80	-	-	-	-	630	630	-	1,190	1,700
06 山形県	1,600	四半期	30%	70%	10%	20%	480	220	60	110	340 (営業・販売・事務)	-	-	-	280	620	110	1,120	1,600
07 福島県	5,000	1月	30%	70%	20%	30%	1,500	950	350	240	630 (営業・販売・事務)	-	560 (震災復興)	-	420	1,610	350	3,500	5,000
08 茨城県	3,500	1月	30%	70%	10%	20%	1,050	750	240	240	680 (営業・販売・事務)	120 (農林業・環境)	-	100 (理容・美容)	320	1,220	-	2,450	3,500
09 栃木県	2,200	1月	30%	70%	10%	20%	660	462	136	231	231 (営業・販売・事務)	-	-	-	480	711	-	1,540	2,200
10 群馬県	2,700	四半期	30%	70%	10%	20%	810	640	360	80	-	-	-	-	810	810	-	1,890	2,700
11 埼玉県	6,300	1月	30%	70%	10%	20%	1,890	1,324	1,102	573	(医療事務と合同)	-	-	-	1,411	1,411	-	4,410	6,300
12 千葉県	6,500	1月	27%	73%	10%	20%	1,755	1,440	480	480	720 (営業・販売・事務)	900 (デザイン)	-	-	725	2,345	-	4,745	6,500
13 東京都	20,000	1月	20%	80%	10%	10%	4,000	2,900	1,200	4,000	2600 (営業・販売・事務・貿易)	1300 (クリエイティブ・デザイン)	900 (電気・機械・金属・建設機械)	1300 (理容・美容)	1800	7,900	-	16,000	20,000
14 神奈川県	9,100	1月	30%	70%	10%	20%	2,730	1,900	840	1,080	-	-	-	-	2,550	2,550	-	6,370	9,100
15 新潟県	3,200	四半期	30%	70%	10%	20%	960	880	330	120	450 (営業・販売・事務)	-	-	-	460	910	-	2,240	3,200
16 富山県	1,200	四半期	30%	70%	10%	20%	360	120	120	40	-	-	-	-	560	560	-	840	1,200
17 石川県	1,400	四半期	30%	70%	10%	20%	420	294	98	98	-	-	-	-	392	392	98	980	1,400
18 福井県	600	四半期	30%	70%	10%	20%	180	140	85	35	-	-	-	-	160	160	-	420	600
19 山梨県	1,500	四半期	30%	70%	10%	20%	450	260	40	160	-	-	-	-	590	590	-	1,050	1,500
20 長野県	3,100	四半期	28%	72%	10%	20%	870	430	230	230	-	-	-	-	1,340	1,340	-	2,230	3,100
21 岐阜県	2,300	四半期	30%	70%	10%	20%	690	490	205	140	185 (営業・販売・事務)	195 (クリエイティブ・デザイン系)	40 (建設)	-	355	775	-	1,610	2,300
22 静岡県	3,100	1月	30%	70%	10%	20%	930	650	330	100	-	220 (デザイン)	-	-	650 (農業・環境・観光など)	870	220	2,170	3,100
23 愛知県	6,800	四半期	15%	85%	10%	20%	1,020	1,400	650	500	850 (ビジネス)	-	-	700 (理容・美容)	1,680	3,230	-	5,780	6,800
24 三重県	1,800	四半期	30%	70%	10%	20%	540	440	200	120	-	-	-	-	500	500	-	1,260	1,800

都道府県	年間 上限値	認定単位 期間	基礎：実践 割合		新規枠		基礎 コース	実践コース										合計			
			基礎	実践	基礎	実践		介護	医療事務	情報	その他						共有		計		
25 滋賀県	1,600	四半期	30%	70%	10%	20%	480	520	120	10	-	-	-	-	-	470	470	-	1,120	1,600	
26 京都府	4,200	1月	30%	70%	10%	10%	1,260	760	320	240	340 (営業・販売・事務)	510 (テ・サ・イン系)	180 (理容・美容)	-	-	302	1,332	288	2,940	4,200	
27 大阪府	22,400	1月	25%	75%	3.3%	6.5%	5,600	5,000	1,520	1,440	-	-	-	-	-	8,840	8,840	-	16,800	22,400	
28 兵庫県	7,900	1月	25%	75%	10%	10%	2,000	1,500	680	600	500 (営業・販売・事務)	-	-	-	-	2,620	3,120	-	5,900	7,900	
29 奈良県	1,900	四半期	30%	70%	10%	20%	570	370	135	80	-	120 (テ・サ・イン系)	-	-	-	625	745	-	1,330	1,900	
30 和歌山県	1,300	四半期	30%	70%	10%	20%	390	295	180	45	-	-	-	-	-	390	390	-	910	1,300	
31 鳥取県	1,200	四半期	25%	75%	10%	20%	300	230	110	60	-	-	-	-	-	500	500	-	900	1,200	
32 島根県	800	四半期	30%	70%	10%	20%	240	200	60	40	-	-	-	-	-	260	260	-	560	800	
33 岡山県	2,000	四半期	20%	80%	10%	10%	390	470	240	60	320 (営業・販売・事務)	320 (テ・サ・イン分野)	-	-	-	200	840	-	1,610	2,000	
34 広島県	3,600	四半期	30%	70%	10%	20%	1,080	600	400	120	-	-	-	-	-	1,400	1,400	-	2,520	3,600	
35 山口県	1,400	四半期	30%	70%	10%	20%	420	280	160	100	-	-	-	-	-	440	440	-	980	1,400	
36 徳島県	1,200	四半期	25%	75%	10%	20%	300	224	80	136	-	-	-	-	-	60 (理容・美容)	400	460	-	900	1,200
37 香川県	1,600	四半期	30%	70%	10%	20%	480	260	120	120	220 (営業・販売・事務)	-	-	-	-	400	620	-	1,120	1,600	
38 愛媛県	1,700	1月	30%	70%	10%	20%	510	300	120	120	-	-	-	-	-	650	650	-	1,190	1,700	
39 高知県	1,000	四半期	30%	70%	10%	20%	300	300	-	50	-	-	-	-	-	350	350	-	700	1,000	
40 福岡県	9,000	1月	30%	70%	10%	20%	2,700	749	309	441	-	-	-	-	-	2,911	2,911	1,890	6,300	9,000	
41 佐賀県	1,200	四半期	30%	70%	10%	20%	360	260	80	80	260 (営業・販売・事務)	-	-	-	-	160	420	-	840	1,200	
42 長崎県	3,100	四半期	30%	70%	10%	20%	930	750	320	220	330 (営業・販売・事務)	-	-	-	-	550	880	-	2,170	3,100	
43 熊本県	3,300	四半期	30%	70%	10%	20%	990	580	230	230	-	-	-	-	-	1,270	1,270	-	2,310	3,300	
44 大分県	2,300	四半期	27%	73%	10%	15%	630	400	320	100	440 (営業・販売・事務)	-	-	-	40 (調理)	370	850	-	1,670	2,300	
45 宮崎県	2,500	四半期	30%	70%	10%	20%	750	610	190	190	350 (営業・販売・事務)	-	-	-	-	410	760	-	1,750	2,500	
46 鹿児島	3,100	四半期	30%	70%	10%	20%	930	694	217	174	543 (営業・販売・事務)	-	-	-	-	542	1,085	-	2,170	3,100	
47 沖縄県	4,500	1月	20%	80%	10%	20%	900	540	180	360	1260 (営業・販売・事務)	360 (クリエート・テ・サ・イン)	-	-	-	900	2,520	-	3,600	4,500	
合計	194,400						52,715	36,827	15,057	15,849	13,434	4,645	1,500	2,380	49,037	70,996	2,956	141,685	194,400		
全国計画	199,000		30%	70%	基礎：上限値10% (被災3県：上限値30%) 実践：上限値20% (被災3県：上限値30%)		59,700	34,825	13,930	13,930	-	-	-	-	-	76,615			139,300	199,000	